

相続・遺言相談センターを 開設しました。

相続に関する相談が**無料!**



そんな相続に関するお悩みを解決するために...

相続手続、遺言は司法書士にご相談ください。

司法書士は、相続があったときの一番最初の相談相手です。不動産の名義変更や相続放棄手続などを行う専門家として、故人の大切な財産を責任をもって次の世代につなげていきます。

平成31年2月
開設

相続・遺言相談センター



電話無料相談

Tel.0852-60-9211

【毎週火曜日(祝祭日除く)・12:00~15:00】※担当司法書士の事務所に転送させていただきます。

2月は **相続登記はお済みですか月間**

相談
無料

秘密
厳守

ご自宅の名義が、亡くなられた方のままということがございませんか。

相続登記を放置していると、相続関係が複雑になり、後々トラブルにつながる可能性があります。島根県司法書士会では、毎年2月を「相続登記はお済みですか月間」と題して、相続登記をはじめとして、遺言、遺産分割など相続に関する無料相談を行います。相談会は、県内各司法書士事務所で行います。ご予約は最寄りの司法書士事務所へ。お気軽にご利用ください。